

豊岡市景観計画（概要版）

平成24年8月

豊岡市



## ■第1章 計画策定にあたって

## □ 計画策定の目的

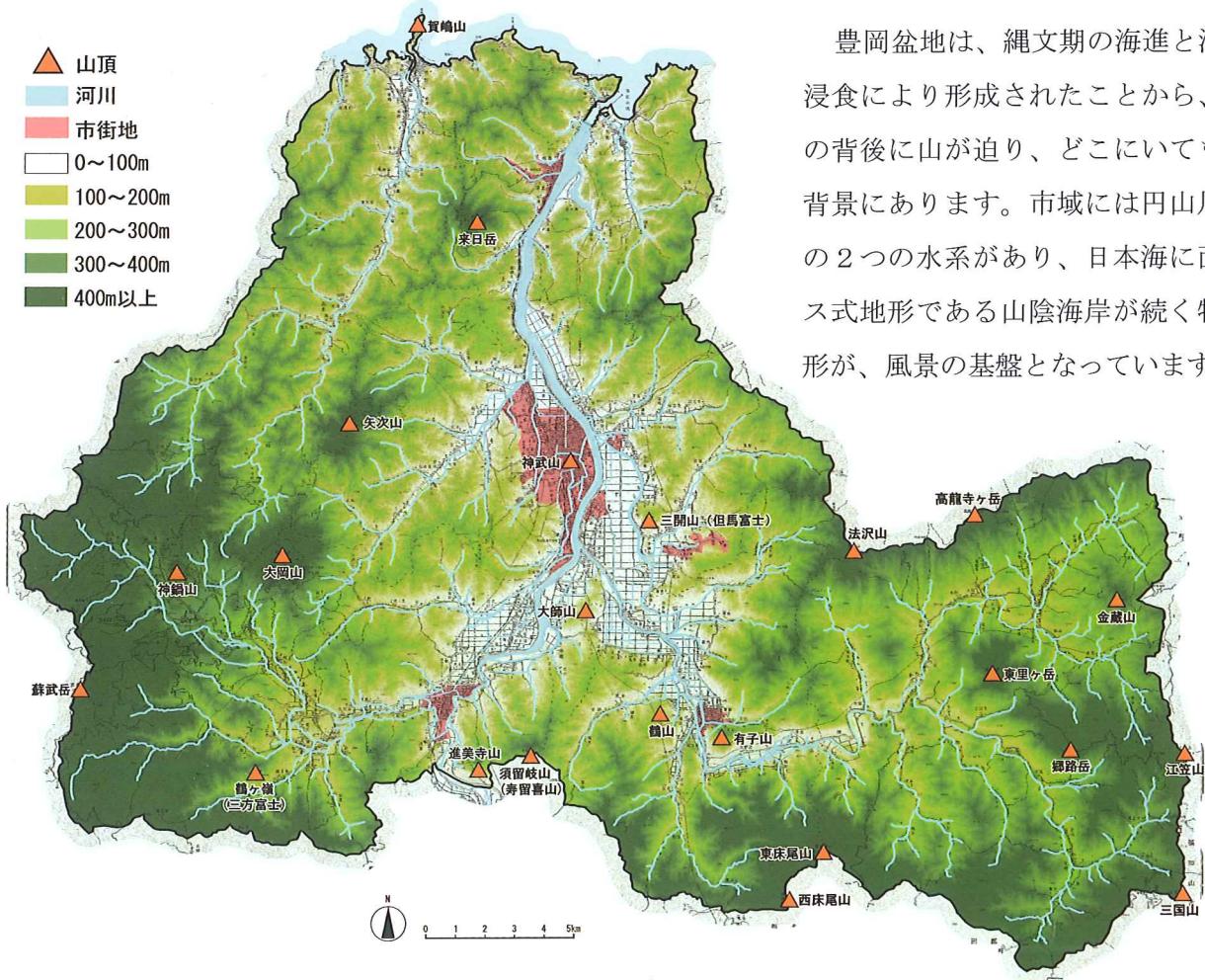
豊岡の歴史と伝統、文化、生業が生み出す「豊岡らしい風景」は、先人から受継いだ大切な資産であり、私たちちはこれを未来に継承し、さらに魅力的で暮らしやすい豊岡の創造をめざす必要があります。

良好な景観は、市民みんなの大切な資産であり、だからこそ公共性があります。私たちの住まいや仕事の場は、地形や自然とともに景観の一部であり、風土と折り合う一人ひとりの暮らしが風景の豊かさを生み出しています。普段当たり前に眺めている景観の成り立ちとその価値を十分理解し、共有することが計画づくりの第一歩です。私たちは、その価値を守り育てるためのしくみをつくり、「豊岡らしい風景」を次世代に引き継ぐ責任があります。のために、市、市民および事業者が、協働で「豊岡らしい景観」を守り、育て、さらに磨きをかけて、将来にわたって良好な景観の保全形成を図り、豊かな地域環境と地域特性を活かした魅力と活力ある豊岡を実現することを目的とします。

## □ 計画の位置づけ

豊岡市景観計画は、総合計画や都市計画マスタープランにおける景観への取り組みについての位置づけを踏まえ、これまで行ってきた独自の景観政策および県条例による取り組みを継承発展させるものです。そして、地域環境の特性と「豊岡らしい風景」の価値を広く伝え共有することで、風景の豊かさを守り育てるためのしくみとなるよう景観法に基づく景観計画を策定します。

## ■第2章 豊岡の風景の成り立ち～風景のものがたり～



豊岡盆地は、縄文期の海進と海退による浸食により形成されたことから、狭い平地の背後に山が迫り、どこにいても山並みが背景にあります。市域には円山川と竹野川の2つの水系があり、日本海に面してリアス式地形である山陰海岸が続く特徴的な地形が、風景の基盤となっています。

# 1 景観の基盤となる地形風土

## ① 山並み

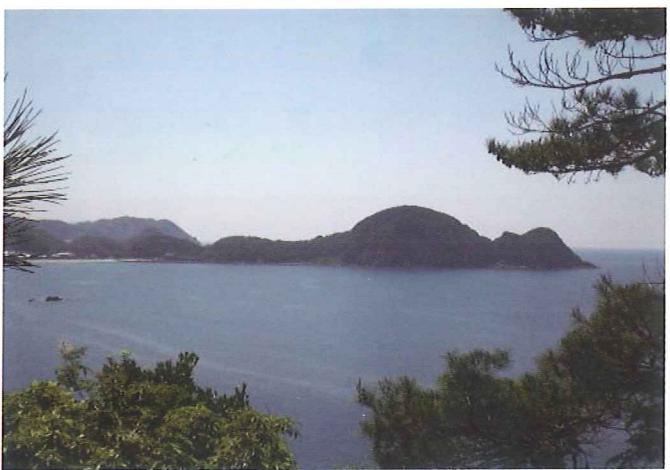
地形の成り立ちに応じて場所ごとに山のかたちに特徴があり、広がりのある豊岡盆地からは手前から奥に向かって色合いを変えながら折り重なる山並みが見えます。また、細長い谷筋では川の両岸に山並みが迫ります。



田園が広がる豊岡盆地から見る山並み

## ③ 海 岸

岬や入り江が複雑に入り組んだリアス式沈降海岸で、山陰海岸国立公園や世界ジオパークにも認定されています。奇岩、洞窟、洞門などの雄大な海食地形が形成され、入り江には小さな漁村集落が点在する独特的の風景が形成されています。



県最北端の猫崎半島

## ⑤ 地 質

特徴的な石が建材として使われることが、地域固有の色合いを生み出しています。



水害の歴史がよくわかる石垣(赤石)

## ② 河 川

市域の中央部を南北に縦断する円山川水系と竹野地域を流れる竹野川水系が骨格となり、個性ある流域が形成されています。暴れ川と言われた円山川との闘いの歴史、多様な谷筋が形成された竹野川の歴史が、現在の流域の風景を特徴づけています。



最下流部にも関わらず山が迫る円山川

## ④ 高 原

稲葉川上流には神鍋山の火口を中心に平地が広がる神鍋高原があります。竹野町三原や但東町高龍寺などでも、規模は小さいながらも高原状の地形が見られる地域があり、集落と棚田とが調和した開放的な風景を形成しています。



神鍋山の火口を中心に広がる神鍋高原

## ⑥ 植 生

市域の約8割が森林で、豊かな自然の中に、四季折々の多様な風景が楽しめます。



円山川の河畔林(日高町上郷)

## ⑦ 気 候

複雑な地形のため、雨や雪、霧の発生が多く、風景に四季折々の変化をもたらします。



滝のように日本海に流れ込む来日岳の雲海

## 2 景観をかたちづくる暮らしと生業

### ① 農山漁村の暮らしや生業の景観

豊岡では、山地、平地、沿岸など様々な地形や自然の地域特性と折り合う暮らしや自然の恵みを生かした生業が行なわれてきました。谷底平野や谷の中心となる河川、その周辺を形成する山、河川沿いに広がる水田、山際や谷間に連なる農地、集落の家並みが大切な景観要素となり、これらが一体となって、四季の変化に富んだ自然美あふれる農山漁村の景観を形づくっています。集落の景観の成り立ちは、「平地（低地）集落景観」「谷沿い集落景観」「沿岸部集落景観」の3つに分類することができます。



円山川沿いの河畔林・田園・集落など  
(日高町上郷)



山に包まれた集落(日高町羽尻)



狭い入り江の谷に密集する集落  
(竹野町田久日)

### ② まちの暮らしや生業の景観

まちの景観は、城下町の町割や町家などの歴史的資源がまちを特徴づけている「歴史からよむ景観」、地域の地形風土や立地を活かした営みに特徴がある温泉宿や港町、街道筋などの「生業からよむ景観」、計画的に近代化を進める新たな都市整備によって形成されてきた「開発からよむ景観」の3つに分類することができます。



多くの観光客で賑わう大手町通り(出石城下町)



夜の外湯めぐり(城崎温泉)



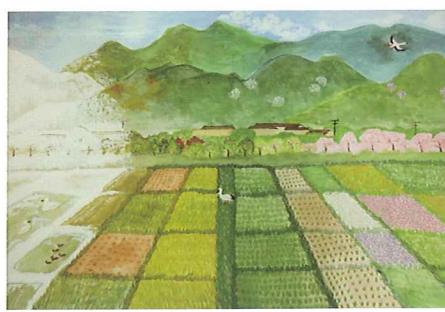
耕地整理により造られた貴重な寿ロータリー

## 3 景観の意味を伝える記憶や物語 ~人々の記憶に残る風景~

コウノトリの絶滅と再生の歴史からコウノトリの生息を支える豊かな自然環境や文化こそが、人にとっても素晴らしい環境であることを実感し、コウノトリも暮らすことができる環境が豊岡の風景の特徴として人々の記憶に生きづいています。



自然と共生していたかつての暮らしの風景  
(提供:富士光芸社)



コウノトリと四季が移り変わる田園や山並み

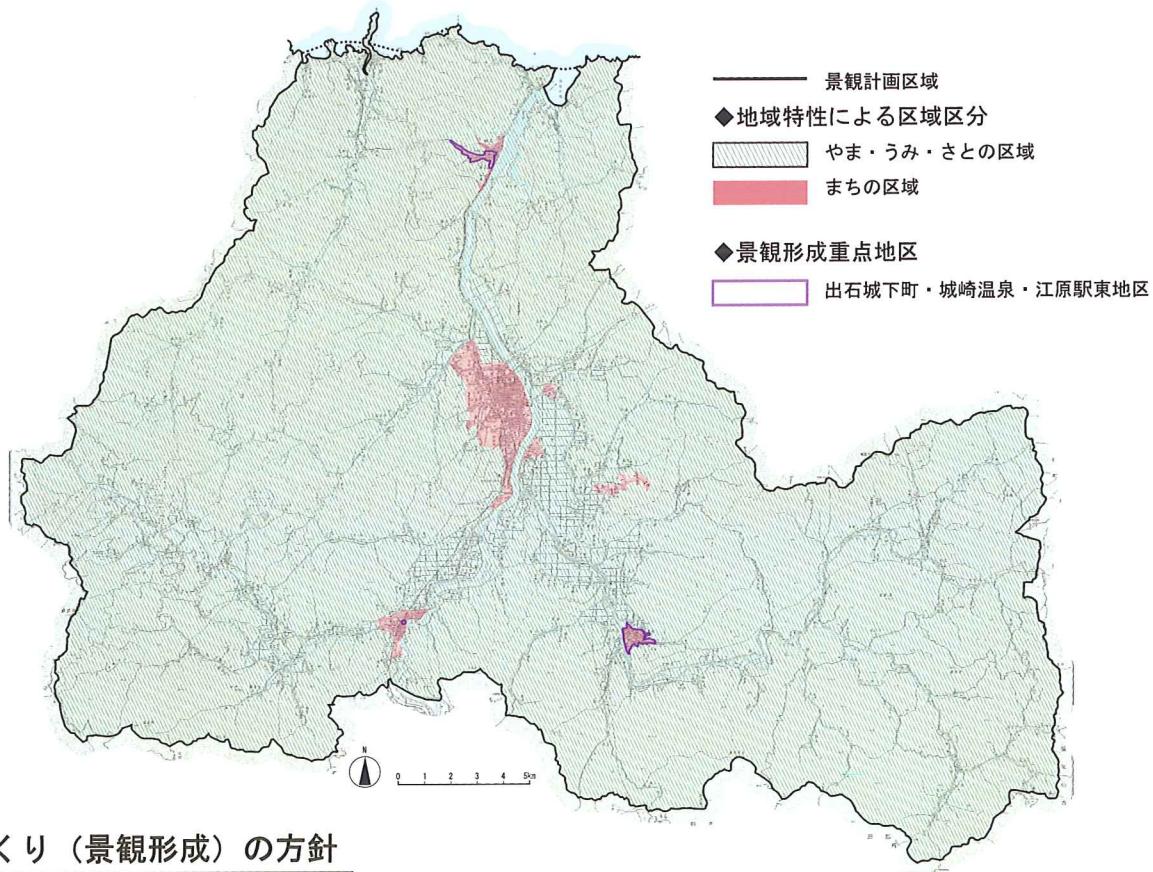


太刀振り(但東町赤野)

## ■第3章 風景づくりの基本的な考え方

### □ 景観計画の区域

計画の区域を全市域とし、「やま・うみ・さとの区域」と「まちの区域」に区分します。特に重要な地区は、景観形成重点地区（出石城下町・城崎温泉・江原駅東）に指定します。



### □ 風景づくり（景観形成）の方針

風景づくりの方針は、豊岡の風景の3つの見方から捉えることのできる「豊岡らしい風景」の成り立ちと、その特徴を踏まえ、風景づくりの基本理念に基づき定めます。

#### 豊岡の風景の成り立ち～風景のものがたり～

1. 景観の基盤となる地形風土

2. 景観をかたちづくる暮らしと生業

3. 景観の意味を伝える記憶や物語

#### 《基本理念》

私たちは、人とコウノトリが共に暮らせる「豊岡らしい風景」を守り育てます！

風景の成り立ちが特徴づける景観のとらえ方  
(眺め、見通し、まとまり、空間構成、周辺との関係、  
特徴的な景観資源、地域性など)

#### 風景づくりの方針

##### 市 全 域

- ① 景観の基盤となる地形風土を知り、地域環境に現れる眺めの特徴を保全する
- ② 自然と折り合う暮らしと土地の使い方を理解し、その空間構成を継承する
- ③ 生物多様性を育む自然環境との調和を図る

##### やま・うみ・さとの区域

- ① 山・海・川と一緒にとなった眺めの特徴を保全・継承し、地域らしい景観を創出する
- ② 集落景観を特徴づける空間構成の地域性を継承する
- ③ 景観に現れる地域の知恵と暮らしの文化の意味を活かす

##### まちの区域

- ① まちの成り立ちを理解し、まちなみの基盤（町割、建て方、道との関係等）を継承する
- ② まちを特徴づける資源や景観のまとまりを保全し周辺との調和を図る
- ③ 新たなまちなみの創出により地域らしさをつくる

## □ 風景づくりの基準

### 1 景観形成基準

#### 1) 建築物、工作物の景観形成基準（市全域）

建築物	工作物	事 項	やま・うみ・さとの区域 景観形成基準	まちの区域 景観形成基準
○ ○		規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる山並みの稜線を分断することなく、集落など周辺の建築物群から突出しない規模とし、集落景観のまとまりを保全する。</li> <li>分棟や分節等により圧迫感を与えない形態とし、周辺景観と調和する規模とする。</li> <li>海や海岸線、山並みへの眺望を遮らない高さ・形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>円山川・出石川の堤防上から見て、背景の山並みを分断したり、山への眺めを遮蔽しない高さおよび規模とする。</li> <li>分棟や分節等により周辺の建築物群から突出しない規模となるように配慮し、ゆとりのある配置規模となるように努める。</li> </ul>
○ ○		配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園地域の風景の広がりを損なわない配置とする。</li> <li>建物配置に連続性や特徴があるところでは、その特徴を損なわないようする。</li> <li>円山川、出石川、竹野川沿いでは、堤防敷に近接した配置を避け、開放的な河川景観となるようにする。</li> <li>敷地境界からセットバックする等、道や隣接地など周辺に対してゆとりのある配置規模となるように努める。</li> <li>山並みの稜線上や海岸沿いの配置を避け、眺めを阻害しないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界からのセットバック等により、道や隣接地など周辺に対して圧迫感を与えないよう配慮し、周辺と調和させる。</li> <li>円山川、出石川沿いでは、できるだけ河川境界から離した配置とし、河川景観の開放性に配慮する。</li> <li>建物壁面が揃って建ち並ぶところでは、その連続性や特徴の維持に努める。</li> </ul>
○ —		屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として勾配屋根とし、周辺と調和した形態・意匠とする。</li> <li>塔屋を設ける場合は、建築物と一体的に計画し、突出を避け周辺景観に溶け込むようにする。</li> <li>和瓦など周辺と調和した落ち着いた色調とし、基調となる色彩の範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR(赤)系、YR(橙)系、Y(黄)系は彩度4以下とする。 (2) その他の色相は彩度2以下とする。 ※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋を設ける場合は、建築物と一体的に計画し、突出を避け周辺景観と調和させる。</li> <li>周辺と調和した落ち着いた色調とし、基調となる色彩の範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR(赤)系、YR(橙)系、Y(黄)系は彩度4以下とする。 (2) その他の色相は彩度2以下とする。 ※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</li> </ul>
○ ○	形態・意匠	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観に調和した意匠とする。</li> <li>地域の伝統的建築様式に配慮した壁面意匠に努める。</li> <li>長大な無窓の壁面など、単調な壁面をつくりない。</li> <li>基調となる色は、けばけばしくせず集落や周囲の自然と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。 (1) 色相がR(赤)系又はYR(橙)系は彩度5以下とする。 (2) 色相がY(黄)系は彩度4以下とする。 (3) その他の色相は彩度2以下とする。 ※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</li> <li>航空法その他の法令により、許可等を受けて設置する工作物については適用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観に調和した意匠とする。特に、建築物の壁面位置が揃っているところでは、それを損なわないようにし、外壁面が後退するときには見えがかりの連続性のある意匠などの配慮をする。</li> <li>長大な無窓の壁面など、単調な壁面をつくりない。</li> <li>中景、遠景にも現れる位置規模の場合は、通り面以外の外壁面の意匠にも配慮する。</li> <li>周辺の景観と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR(赤)系、YR(橙)系は彩度6以下とする。 (2) 色相がY(黄)系は彩度4以下とする。 (3) その他の色相は彩度2以下とする。 ※景観形成重点地区については、別途地区基準によるものとする。</li> <li>商業地や幹線道路沿いでは、まちの賑わいや活力が感じられ、秩序あるまちなみとなるような形態意匠とする。</li> </ul>
○ ○		材 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域性に配慮し、伝統的材料や地域で使われている材料、またはそれらに類する材料を使用するよう努める。</li> <li>周辺になじみ、経年変化により見苦しくならない材料を使用するよう努める。</li> <li>金属やガラス等の反射や光沢性のある材料を大きな面積で使用しない。やむを得ず用いる場合は、周辺景観との調和に十分配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺になじみ、経年変化により見苦しくならない材料を使用するよう努める。</li> <li>地域性に配慮し、住宅市街地では伝統的材料や地域で使われている材料、またはそれらに類する材料を使用するよう努める。</li> <li>住宅市街地およびその周辺では、金属やガラス等の反射や光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
○ —		建 築 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備・ダクト管などは通り面に露出させないよう設置する。やむを得ず設備が通り面に露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする、植栽などにより見えないよう修景する等により、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>ベランダ、屋外階段等を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとなるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備・ダクト管などは通り面に露出させないよう設置する。やむを得ず設備が通り面に露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする、植栽などにより見えないよう修景する等により、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>ベランダ、屋外階段等を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとする。</li> </ul>
○ —		屋 上 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上設備の設置は、最小限にする。</li> <li>屋上設備を設置する場合は、壁面を立ち上げたり、建物に取り込んだり、屋根状に見える意匠の工夫によって適切な覆い措置を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上設備の設置は、最小限にする。</li> <li>屋上設備を設置する場合は、壁面を立ち上げたり、建物に取り込んだり、屋根状に見える意匠の工夫によって適切な覆い措置を講ずる。</li> </ul>
○ —	その他の外構		<ul style="list-style-type: none"> <li>塀や柵を設置する場合は、できるだけ自然素材を用いて建物と調和したデザインとする。</li> <li>駐車場には生垣など周囲に植栽をする。</li> <li>集落を特徴づける石垣・植栽・門構えなどの意匠・材料を継承するよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖的な塀や柵を避け、植栽を併用したり、できるだけ自然素材を用いて、周辺と調和したデザインとする。</li> <li>駐車場やエントランスへのアプローチの配置は植栽や建物配置と一緒に計画し、周辺との連続性や調和に配慮する。</li> </ul>
○ ○	植 栽		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域環境に適した樹種や植栽により敷地内の緑化に努め、ゆとりある景観の創出を図る。</li> <li>既存の樹木はできるだけ伐採せず保全活用する。やむを得ず伐採する場合は最小限にとどめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の樹木はできるだけ伐採せず保全活用する。</li> <li>敷地内の緑化に努め、また敷地内の駐車場が見えないよう緑による修景を行い、潤いのある景観を創出する。</li> <li>農地や自然地などと隣接するときには、敷地際での植栽を積極的に行い、境界が目立たないように工夫する。</li> </ul>
○ ○	擁 壁 な ど		<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限りコンクリートを避け、石などの自然・伝統的材料を使用する。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は植栽を併用するなど周辺景観に溶け込ませる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石積みや地域の伝統的材料をつかった擁壁、これらに類する仕上げの工夫をしたコンクリート擁壁、または植栽のある擁壁など、威圧感の軽減と周辺との調和に配慮する。</li> </ul>

## 2) 開発行為等の景観形成基準（市全域）

項目	事項	景観形成基準
開発行為 (都市計画法第4条第12項)	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。</li> <li>コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込むよう周囲との調和を図る。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどして単調とならない修景に努める。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の緑化を行なう。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。</li> <li>宅地分譲に係る開発行為にあっては、一定の緑地が宅地内に確保できる宅地の規模や形状とする。</li> <li>その他の開発行為については、敷地の周囲に緑地を設け、建築物と樹木とが一体となるようにする。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。</li> <li>コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込むよう周囲との調和を図る。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどの修景に努める。</li> <li>土石の採取、鉱物の掘採は、周辺から目立ちにくくする方法を工夫する。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為完了後は原則として緑化を行うこと。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。</li> </ul>
その他の土地の形質の変更	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は必要最小限とし、周辺の景観に調和させる。</li> <li>コンクリート擁壁などによる造成は避け、石等の自然材料を用い、田園景観などに溶け込ませる。やむを得ずコンクリート擁壁とする場合は、植栽を併用するなどの修景に努める。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の緑化を行なう。ただし、地質等により緑化が困難な場合はこの限りでない。</li> </ul>
木竹の伐採	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採は必要最小限とする。</li> <li>計画地の中に優れた樹木や樹林がある場合は、できる限り保全し修景に活用する。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の植生にあった植栽に努める。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件の堆積は整然と行い、周辺の景観に配慮した高さ・規模とする。</li> </ul>
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地外からの出入り口は限定し、敷地周囲の植樹や遮蔽工作物を設置するなど、堆積物件が見えにくくなるよう措置を講じる。</li> </ul>
水面の埋立て	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の範囲は、必要最小限とする。</li> <li>護岸は生物の生息環境や自然景観に配慮したものとする。</li> </ul>
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の完了後は、環境に考慮し、植栽等必要な措置を講じる。</li> </ul>

## 2 届出の必要な行為

良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される建築物、工作物、開発行為等を、景観法第16条第1項に基づく届出の必要な行為として、以下のように定めます。

届出対象行為	やま・うみ・さとの区域	まちの区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが12mを超えるもの	高さが15mを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さの合計）が12mを超えるもの	高さ（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さの合計）が15mを超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項）	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上
木竹の伐採	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上
水面の埋立て	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上	行為地の面積が500m <sup>2</sup> 以上

## 3 景観形成重点地区

景観形成重点地区に指定されている「出石城下町地区」「城崎温泉地区」「江原駅東地区」などでは、全市域の基準に加えて、別途地区独自のよりきめ細やかな景観形成基準が定められています。

## 第4章 風景づくりの推進方策

### □ 協働で取り組むための役割

#### 1 市民の役割

自らが景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

#### 2 事業者の役割

自らが行なう事業活動が良好な景観の形成に深いかかわりを持つことを認識し、事業の実施に当たっては良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

#### 3 景観形成活動団体の役割

活動の中で積極的に良好な景観の形成に貢献するよう努めるとともに、市民・事業者・行政の「つなぎ役」や「牽引役」としての役割を担います。

#### 4 行政の役割

良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を実施し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めます。また、公共施設の建設等にあたっては、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成に寄与するよう努めます。さらに、市民、事業者及び市民団体等と連携し、それらが主体的かつ積極的な取り組みができるよう景観意識の高揚を図り、国・他の地方公共団体及び市内で活動する公共的団体に対し、市が実施する施策について協力するよう要請します。

### □ 豊岡らしい景観を形成するための施策

#### 1 効果的な手続き（事前協議）

良好な景観を形成するための確認を行ない、円滑な手続きを誘導

#### 2 市職員や景観アドバイザーの派遣

地域の景観まちづくり活動などに対して、市職員や専門的な知識を持つ者を派遣

#### 3 支援制度

- ① 景観形成重点地区で行為に要する経費の一部を助成
- ② 景観重要建築物又は景観重要樹木の保全等に要する経費の一部を助成
- ③ 景観形成活動団体の活動に要する経費を助成

#### 4 普及啓発

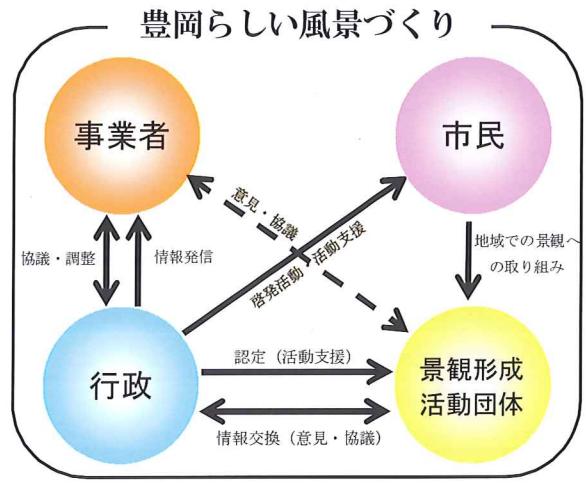
情報発信、啓発イベント、出前講座など

#### 5 人材の育成

景観学習の推進など

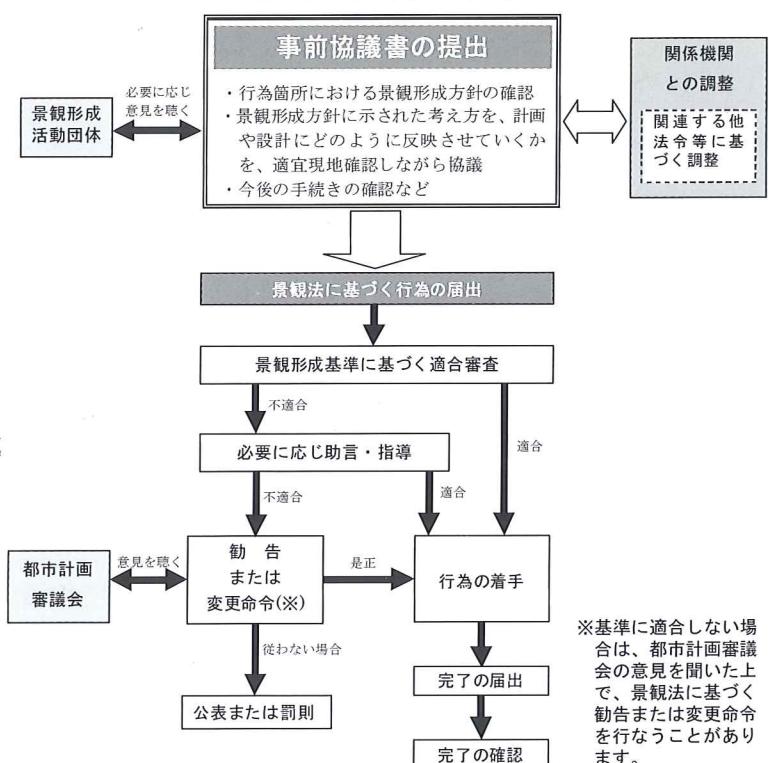
#### 6 顕彰制度

良好な景観の形成に貢献している個人や団体に対し表彰



協働で取り組むための役割と推進体制

#### 《届出の手続きの流れ》



※基準に適合しない場合は、都市計画審議会の意見を聞いた上で、景観法に基づく勧告または変更命令を行なうことがあります。

【問合せ】 豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係

TEL 0796-23-1712 FAX 0796-22-1839 E-mail toshi@city.toyooka.lg.jp